

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

川崎市地域防災計画風水害対策編及び都市災害対策
編の修正素案について

資料1 川崎市地域防災計画の修正について

資料2 川崎市地域防災計画風水害対策編及び都市災害対策編
（修正素案）-概要版-

平成26年6月16日

総 務 局

川崎市地域防災計画の修正について

1 川崎市における防災対策の見直し経過

■国の動向■

東日本大震災後、災害対策基本法の改正（2回）や防災基本計画の修正（3回）等が行われ、震災以外の災害も含めた防災対策の大幅な見直しが行われました。



■本市のこれまでの動き■

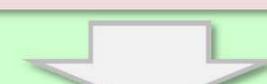
東日本大震災後、震災時の防災・減災対策を中心に、各種防災計画の見直しや、それら計画に基づく取組を進めてきました。

■地域防災計画震災対策編の修正■

- 1 第1期修正（H24.7策定）
 - 2 第2期修正（H25.10策定）
- *新たな地震被害想定や各種防災計画の見直しなども踏まえた修正の実施

■各種防災計画の修正等(平成25年4月公表)■

- 1 地震防災戦略（改定）
- 2 備蓄計画（改定）
- 3 臨海部防災対策計画（新規）
- 4 津波避難計画（新規）



■本修正について■

【目的】

「地域防災計画風水害対策編」及び「都市災害対策編」について、災害対策基本法、水防法、気象業務法等の改正や、国における防災基本計画の修正、原子力災害対策指針等の策定を踏まえた修正を行うことで、本市の防災・減災対策の推進を図ることを目的とします。

■各編共通の主な修正■

(震災対策編・風水害対策編・都市災害対策編)

- 災害対策基本法等の改正内容などの反映
- ・地区防災計画の計画提案に関する事項
 - ・緊急避難場所、避難所の指定等
 - ・災害時要援護者名簿の作成等
 - ・屋内待機等の安全確保措置の指示
 - ・被災者への配慮関係
 - ・り災(罹災)証明関係
 - ・安否確認情報の提供等
 - ・被災者台帳の作成等
 - ・震災対策編(H25.10修正)と共通する部分の反映

■風水害対策編の主な修正■

- 1 初動体制及び災害対策要員の動員配備基準等の見直し
- 2 水防法の改正に伴う項目の追加
- 3 火山災害対策の新設

■都市災害対策の主な修正■

原子力災害対策指針の策定や防災基本計画等の修正内容の反映

法律の改正に伴う修正については、震災対策編に反映

各局室区の個別防災計画等へ反映

2 主な修正内容

資料 1

| 修正事項 | 修正概要 |
|--------------------------------|--|
| 1 各編共通の主な修正事項 | |
| ① 地区防災計画の計画提案等に関する事項 | 住民等が、地区内の自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画を市防災会議へ提案できることや、提案を受けた市防災会議は、必要と認めるときは、市地域防災計画に反映することなどを追加 |
| ② 緊急避難場所、避難所の指定等 | 異常な現象（洪水、崖崩れ、高潮、地震、津波、火山、大規模な火事、内水氾濫）毎に、緊急避難場所を指定することや、新たに避難所を指定したときなど、公示等による市民への周知について追加 |
| ③ 災害時要援護者名簿の作成等 | 災害時要援護者避難支援制度登録者以外の要介護度3～5、身体障害等級1～3級の方の情報を把握し、発災時に避難所等に情報提供することなどを追加 |
| ④ 屋内退避等の安全確保措置の指示 | 避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合などは、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができることについて追加 |
| ⑤ 被災者への配慮関係 | 避難所以外の場所での生活を余儀なくされた被災者に対して、食料等必要な物資の配布情報の周知など、必要な配慮に努めることについて追加 |
| ⑥ り災(罹災)証明関係 | 平常時から職員の育成、他の地方公共団体等との連携体制の確保に努め、発災時に遅延なく住家等の被害の程度を調査することについて追加 |
| ⑦ 安否情報の提供等 | 避難者の安否について住民等から照会があったときは、避難者等の権利利益を侵害することのない範囲で、安否情報を回答することについて追加 |
| ⑧ 被災者台帳の作成等 | 個々の被災者の被害の状況や各種支援措置の実施状況等を一元的に集約した被災者台帳を必要に応じて作成することなどを追加 |
| ⑨ 震災対策編と共通する部分の反映 | 防災力の向上や広域応援体制、男女双方の視点への配慮、災害ボランティアの受入体制等を反映 |
| 2 風水害対策編の主な修正事項 | |
| ① 初動体制の確立 | 気象業務法の改正に伴い導入された特別警報が発表された際に、災害対策本部を設置することなど、初動時における本部設置基準の見直しを実施 |
| ② 災害対策要員(市職員)の動員・配備 | これまでの災害対応などを踏まえ、台風・集中豪雨等に関する動員配備基準と大雪に関する動員配備基準にわけて設置 |
| ③ 水防法の改正に伴う項目の追加 | 地下街等、災害時要援護者施設及び大規模工場等の行う避難確保や浸水防止活動について追加 |
| ④ 火山災害対策の新設 | 国の防災基本計画、各種検討会での検討結果を踏まえ、富士山噴火に伴う降灰対策等を追加 |
| 3 都市災害対策編の主な修正事項 | |
| ① 原子力災害対策指針の策定や防災基本計画等の修正内容の反映 | 災害情報等の収集・連絡等について、4つの段階に分けて整理したほか、広域的な放射能被害への対策などを追加 |

3 スケジュール

■今後の修正スケジュール予定■

| | | 平成26年度 | | | | | |
|----------------|-----------|--------|----|----|------|----|-----|
| | | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 |
| 都市災害対策編 風水害 | 修正素案 | 調整 | | | | | |
| | パブリックコメント | | | 募集 | 結果反映 | | |
| | 公表予定 | | | | | | 公表 |

○ 川崎市防災会議で最終決定

川崎市地域防災計画

風水害対策編・都市災害対策編 (修正素案) -概要版-

平成26年6月

目 次

| | |
|------------------|-----|
| ■川崎市地域防災計画について■ | P 1 |
| ■修正の目的・主な修正内容■ | P 2 |
| 1 各編共通する主な修正内容 | P 3 |
| 2 風水害対策編の主な修正内容 | P 5 |
| 3 都市災害対策編の主な修正内容 | P 7 |

■川崎市地域防災計画について■

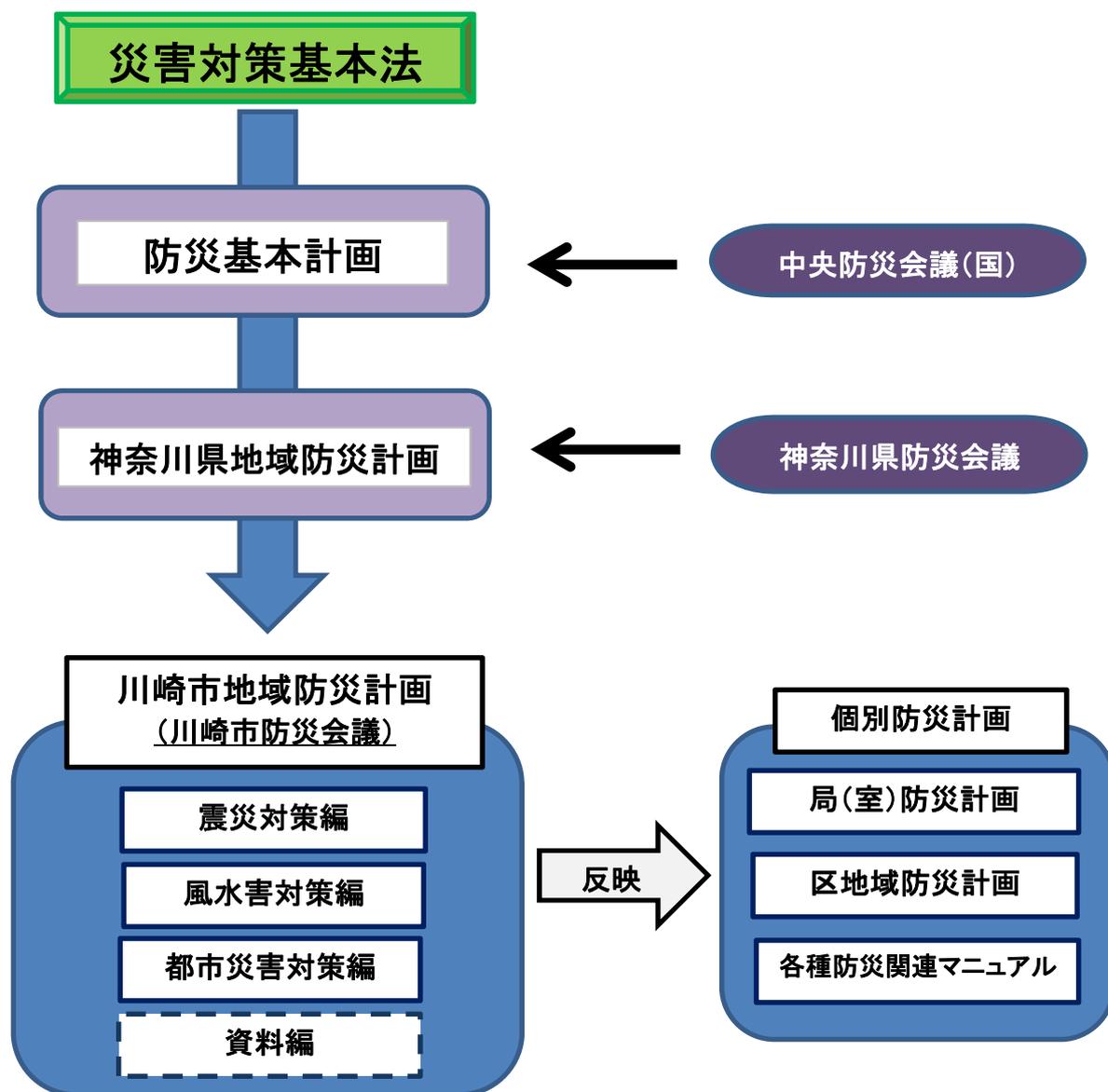
■川崎市地域防災計画とは■

災害対策基本法第42条の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で、川崎市の防災対策の骨格（基本計画）となるものです。

川崎市地域防災計画は国の防災基本計画に基づくもので、神奈川県地域防災計画等との整合を図りながら作成され、次の4編で構成されております。

- 1 地震防災に関する「震災対策編」
- 2 風水害の防災に関する「風水害対策編」
- 3 鉄道災害、高速道路災害、原子力災害等の防災に関する「都市災害対策編」
- 4 関連する例規、要綱、協定等を掲載した「資料編」

■地域防災計画の体系■



本市地域防災計画の修正に際しては、上記以外に、関係法令、国等において策定した各種防災計画等の内容も反映しています。

■修正の目的■

東日本大震災を踏まえ、地域防災計画震災対策編につきましては2期に渡る修正を行い、平成25年10月に公表いたしましたところです。今回の修正は、「風水害対策編」及び「都市災害対策編」の2編について、災害対策基本法、水防法、気象業務法等の改正や、国における防災基本計画の修正、原子力災害対策指針等の策定などを踏まえて修正を行うものです。また、「震災対策編」にも共通する部分については、併せて反映いたします。

本修正を通じ、計画の更なる拡充を図り、防災対策の推進を図ることを目的にします。

■主な修正内容■

1 各編共通する主な修正

(1) 災害対策基本法等の改正内容の反映

- ・住民等による地区防災計画の計画提案等
- ・緊急避難場所、避難所の指定等
- ・災害時要援護者名簿の作成等
- ・屋内待避等の安全確保措置の指示
- ・被災者への配慮関係
- ・り災(罹災)証明関係
- ・安否情報の提供等
- ・被災者台帳の作成等

(2) 平成25年10月に修正した震災対策編と共通する部分の修正

2 風水害対策編の主な修正

(1) 初動体制及び災害対策要員(市職員)の動員・配備の見直し

- ・気象業法の改正による特別警報の導入等に伴う、災害対策本部等の設置基準等の見直し
- ・これまでの災害対応等を踏まえた、市職員の動員配備基準の見直し

(2) 水防法改正に伴う項目の追加

- ・浸水防止計画の作成及び訓練の実施等、事業所等に義務付けられた項目の追加

(3) 火山災害対策の新設

- ・国の防災基本計画、各種検討会での検討結果を踏まえ、富士山噴火に伴う降灰対策を追加

3 都市災害対策編の主な修正

「原子力災害対策指針」の策定や国の「防災基本計画」等の修正を踏まえた内容の修正

- ・災害情報等の収集・連絡等を4つの段階に分けて整理
- ・広域避難や市外で発生した広域的な放射能被害への対策の追加

1 各編共通する主な修正内容（時点修正、資料編への資料追加等の変更は除く）

| | | |
|---|--|---------------|
| 災害対策基本法の改正に伴う修正 | 住民等による地区防災計画の計画提案等に関する事項 | |
| | ○地区内の住民等は、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画を市防災会議へ提案できることや提案を受けた市防災会議は、必要と認めるときは、本市地域防災計画に反映させることを追加。 | 風P30 都P27 |
| | 緊急避難場所、避難所の指定等 | |
| | ○異常な現象（洪水、崖崩れ、高潮、地震、津波、火山、大規模な火事、内水氾濫）毎に、緊急避難場所を指定することや、新たに避難所を指定したときなど、公示等による市民への周知について追加しました。 | 風P54 都P68 |
| | 災害時要援護者名簿の作成等 | |
| | ○災害時要援護者避難支援制度登録者以外の要介護度3～5、身体障害等級1～3級の方の情報を把握し、発災時に避難所等に情報提供することなどを追加しました。 | 風P50 都P27 |
| | 屋内待避等の安全確保措置の指示 | |
| | ○避難時の周囲の状況等により、避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合などは、居住者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができることについて追加しました。 | 風P106 都P65 |
| | 被災者への配慮関係 | |
| | ○避難所以外の場所での生活を余儀なくされた被災者に対しても、食料等必要な物資の配布情報や巡回健康相談などの情報の周知など必要な配慮に努めることについて追加しました。 | 風P110 都P69 |
| | り災（罹災）証明関係 | |
| | ○平常時から職員の育成、他の地方公共団体等との連携体制の確保に努め、発災時に遅延なく住家等の被害の程度を調査することについて追加しました。 | 風P168 都P94 |
| | 安否情報の提供等 | |
| | ○避難者の安否について住民等から照会があったときは、避難者等の権利利益を侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り避難者の安否情報を回答することについて追加しました。 | 風P110 都P69 |
| 被災者台帳の作成等 | | |
| ○個々の被災者の被害の状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を必要に応じて作成し、被災者の総合的な援護の実施に努めることを追加しました。 | 風P161 都P88 | |

| | | |
|--|---|---------------|
| 平成25年に修正した震災対策編と共通する部分の修正 | 防災関係機関の業務大綱 | |
| | ○指定地方行政機関に、関東財務局（横浜財務事務所）を追加しました。 | 風P7 都P8 |
| | ○指定地方公共機関に、（公社）神奈川県LPガス協会（川崎南支部、川崎北支部）を追加しました。 | 風P9 都P10 |
| | 防災力の向上 | |
| | ○自主防災組織等の育成・強化に、男女双方の視点への配慮や女性の参画の推進について追加しました。 | 風P27 都P25 |
| | ○自主防災組織連絡協議会と市が連携し、自主防災組織リーダーの育成に努めることを追加しました。 | |
| | 防疫・保健衛生 | |
| | ○災害時に円滑な被災動物の救援活動を行えるよう、救援活動に必要な物品等の整備について追加しました。 | 風P133 都P80 |
| | ○川崎市動物救援本部等の設置時の各機関の役割等を追加しました。 | |
| | 医療救護 | |
| | ○市と地域の医療団体との協力事項について追加しました。 | 風P113 都P72 |
| | ○医療救護班が使用する医薬品・医療資器材について、市内医薬品卸会社との協定に基づく調達を追加しました。 | 風P117 都P76 |
| | ○市内神奈川DMAT指定病院に、市立川崎病院、関東労災病院、日本医科大学武蔵小杉病院、帝京大学医学部付属溝口病院、市立多摩病院を追加しました。 | |
| | 混乱防止対策 | |
| | ○情報パニック、主要ターミナル駅・周辺の混乱防止措置について追加しました。 | 風P124 都P70 |
| | 広域応援体制 | |
| | ○自衛隊法第83条第2項による、県知事の要請を待つことなく、市から災害の状況の通知を行うことで、自衛隊が自主派遣を実施できることについて追加しました。 | 風P152 都P52 |
| ○警察、自衛隊、消防機関、ライフライン事業者等の宿营地、車両置き場及び資機材置き場等として使用する活動拠点について、南部、中部、北部の3地域に区分し、各拠点の配置を再検討し見直しを図りました。 | 風P154 都P53 | |
| ○国の非常（緊急）災害対策本部等が、海外からの支援の受入れを決定した場合の受入れと活動支援について追加しました。 | 風P157 都P56 | |
| ○災害発生後の災害ボランティアの活動支援について迅速な災害ボランティアの受入体制の構築や社会福祉協議会を中心とした「災害ボランティアセンター」の運営について追加しました。 | 風P157 都P56 | |
| その他 | | |
| 東日本大震災後、震災対策編を全面的に修正したことから、上記項目以外についても、地域防災拠点及び避難所の整備、災害情報の収集と伝達、災害ボランティアなど多くの項目を修正しました。 | | |

2 風水害対策編における主な修正内容（各編共通する修正内容は除く）

| | | |
|---|---|-----|
| 第1部 総則 | 第1章 計画の方針 | |
| | ○計画の目的に、大雪及び降灰について追加しました。 | P1 |
| | 第3章 市の自然と災害 | |
| 総則 | ○地勢の概況に、火山（富士山の現況等）を追加しました。 | P13 |
| | ○本市における気象の概況等を更新しました。 | P15 |
| 第2部 予防計画 | 第2章 河川の対策 | |
| | ○洪水の浸水想定区域の指定に、真光寺川と有馬川を追加しました。 | P33 |
| | 第4章 港湾の対策 | |
| | ○波浪・高潮対策の施設整備・管理について、防潮扉の引き戸式等への改修の実施と、公共バースの維持管理について追加しました。 | P37 |
| | 第5章 土砂災害・宅地災害対策 | |
| | ○土砂災害に関する情報の伝達方法にTwitterを追加するとともに、警戒区域内の高齢者、障害者、乳幼児等が利用する施設に対する情報伝達手段として、防災気象情報メール、緊急速報メールを追加しました。 | P38 |
| | ○老朽化した擁壁等の改修工事の促進を図るための、「川崎市宅地防災工事助成金制度」及び「宅地防災工事資金融資制度」の活用について追加しました。 | P39 |
| | 第6章 火山災害対策 | |
| | ○「富士山ハザードマップ検討委員会」が想定した最大規模の噴火により、本市に堆積が予想される降灰被害の対策について追加しました。 | P44 |
| | ○気象庁から発表される火山概況（週間・月間など）などを通じ、富士山や箱根山の噴火警戒レベル等の火山活動状況について情報収集を行うことや、情報伝達体制を整備することを追加しました。 | P45 |
| | ○富士山等が噴火した場合の他自治体との連携について追加しました。 | P45 |
| | 第7章 地下街等及び大規模工場等の対策 | |
| | ○水防法の改正に伴い、地下街等の所有者又は管理者は、避難確保・浸水防止計画を作成、訓練を実施及び自衛水防組織を設置することを追加しました。また、洪水等による浸水により、社会経済活動に重大な影響が生じる大規模工場等のうち、申出を行った大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水防止計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置に努めることを追加しました。 | P46 |
| | 第8章 災害時要援護者対策 | |
| | ○水防法の改正に伴い、浸水想定区域内の災害時要援護者施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の避難確保計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置に努めることを追加しました。 | P51 |
| 第10章 物資・資器材の備蓄及び協定 | | |
| ○応援協定の推進について、各局は、締結している協定内容の検証・見直しを行うことで、流通在庫備蓄品の保有量の把握に努めることを追加しました。 | P57 | |
| 第11章 防災訓練の実施・指導 | | |
| ○市民、企業、市及び防災関係機関が一体となって、防災訓練を実施することを追加しました。 | P60 | |

| | | |
|--|--|------|
| 第3部 初動対策計画 | 第1章 初動体制の確立 | |
| | ○気象業務法の改正に伴い導入された特別警報が発表された際に、災害対策本部を設置することなど、初動時における本部設置基準の見直しを行いました。 | P64 |
| | 第4章 災害対策要因の動員・配備 | |
| | ○市職員の動員体制について、台風・集中豪雨等に関する動員配備基準と大雪に関する動員配備基準を設置しました。 | P73 |
| | 第6章 災害情報の収集と伝達 | |
| | ○気象庁が、平成25年8月に運用を開始した「特別警報」の位置づけ等について追加しました。 | P80 |
| | ○国土交通省又は県が発表する土砂災害緊急情報を基に、避難勧告等の発令等を行うことを追加しました。 | P83 |
| 第7章 災害情報の広報 | | |
| ○降灰に関する災害情報の広報について追加しました | P96 | |
| ○災害広聴の実施について追加しました。 | P98 | |
| 第4部 応急対策計画 | 第2章 避難対策 | |
| | ○避難勧告等を行うにあたって、必要に応じ、横浜地方气象台、京浜河川事務所、京浜港湾事務所、県等に助言を求めることを追加しました。 | P106 |
| | 第5章 飲料水・食料・生活必需品の供給 | |
| | ○降灰が発生した場合や災害時要援護者等についての給水の実施について追加しました。 | P119 |
| | 第8章 障害物の除去等 | |
| ○緊急交通路等の機能回復を効率的に行うため、県及び隣接自治体等と連携して対応することを追加しました。 | P129 | |
| 第9章 大雪・降灰の除去など | | |
| ○大雪対策及び降灰対策と除去作業の応援要請について追加しました。 | P131 | |
| 第5部 復旧計画 | | |
| 第2章 公共施設の災害復旧 | | |
| ○降灰除去事業に伴う、活動火山対策特別措置法による補助について追加しました。 | P173 | |
| 第6部 公共事業施設防災計画 | | |
| ○公共事業防災計画について各事業者が修正を行いました。 | P176 | |

3 都市災害対策編における主な修正内容（各編共通する修正内容は除く）

| | | |
|---|---|------|
| 第1部 総則 | 第1章 計画の方針 | |
| | ○都市災害対策編と平成25年4月に策定した「川崎市臨海部防災対策計画」との位置づけについて追加しました。 | P3 |
| 第3部 応急対策計画 | 第1章 活動体制の確立 | |
| | ○現地で活動する防災関係機関が情報共有・調整する現地調整所の機能について、避難誘導の調整に関することを追加しました。 | P32 |
| | 第3章 広報・広聴 | |
| | ○放送機関に対する放送要請について協定先一覧を追加しました。 | P46 |
| | 第7章 避難対策 | |
| ○避難勧告・指示について、同報系防災行政無線による放送など各種伝達方法を追加しました。 | P67 | |
| 第5部 個別災害防災計画 | 第12章 災害救助法 | |
| | ○災害救助法の所管官庁の変更及び改正に基づく文言の修正を反映しました。 | P85 |
| 第5部 個別災害防災計画 | 第1章 地下街・高層建築物の防災計画 | |
| | ○消防法改正に基づく地下街に係る防災規定を修正しました。 | P104 |
| | 第2章 鉄道の防災計画 | |
| | ○各鉄道会社の防災計画について修正しました。 | P129 |
| | 第3章 高速道路の防災計画 | |
| | ○各高速道路会社の防災計画について修正しました。 | P155 |
| | 第4章 原子力災害の防災計画 | |
| | ○災害情報等の収集・連絡等について、4つの段階（情報収集事態が発生した場合、警戒事態が発生した場合、施設敷地緊急事態が発生した場合、全面緊急事態が発生した場合）に分けて整理しました。 | P176 |
| | ○市民等に対するサーベイメーター等の原子力資機器材の貸出等について追加しました。 | P176 |
| | ○県を通じ、SPEEDIネットワークシステムによる放射線影響などについて情報提供を受けることを追加しました。 | P184 |
| ○市外で発生した広域的な放射能被害への対策について追加しました。 | P185 | |
| 参考 神奈川県石油コンビナート等防災計画（抜粋） | | |
| ○平成24年4月に修正された神奈川県石油コンビナート等防災計画を反映しました。 | P207 | |